

平成 24 年度決算版 連結財務書類を作成しました

市では、詳細な財政状況を把握し、計画的な財政運営を行うため、企業会計の手法を取り入れた連結財務書類を作成しました。今回は、そのうち貸借対照表についてお知らせします。

◆連結財務書類とは？

市の会計(一般会計・特別会計)のほか、市が加入している組合や出資している土地開発公社の財務書類を「連結」させたもので、市全体の財政状況を把握することができます。

◆財務書類とは？

「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」から成り、それぞれに相関関係があります。

この書類により、平成 24 年度中の現金の収支だけでなく、保有している資産の状況、将来的に負担する債務の状況などを把握することができます。

貸借対照表(バランスシート)

市民のみなさんが利用する公共施設のほか、現金、基金、貸付金など、市が保有している財産である『資産』と、その資産の取得にあたり、借入金の返済などとしてみなさんがこれから負担する金額である『負債』、市税などとして、みなさんがこれまでに負担した金額である『純資産』を表しています。



公共資産

計画的な資産形成(道路や学校などの整備)に努めましたが、それ以上に施設の老朽化が進んだため、前年度比 6 億 2,053 万円の減額となりました。

債権

滞納となっている市税などの回収に努めたため、前年度比 2 億 1,886 万円の減額となりました。

資金

今後予定している大規模事業に備え、基金を増やしたため、前年度比 1 億 6,630 万円の増額となりました。

借入金

将来的な負担の軽減を目指し、新規借入金を抑制したため、前年度比 3 億 8,871 万円の減額となりました。

資 産

800 億 955 万円
(前年度比 6 億 7,347 万円減)

公共資産 718 億 1,004 万円
道路、橋、公園、学校、庁舎などの公共施設

債権 9 億 246 万円
出資金、貸付金、滞納となっている市税など

資金 72 億 9,650 万円
現金預金、基金など

そのほか 55 万円

負 債

223 億 2,598 万円
(前年度比 18 億 7,824 万円減)

借入金 191 億 1,896 万円
建設事業などのための借入金

そのほか 32 億 702 万円

純資産

576 億 8,357 万円
(前年度比 12 億 477 万円増)

市民 1 人あたりにすると？

▼平成 24 年度末

平成 24 年度末人口 53,932 人

資 産	負 債
148 万 3,526 円 (前年度比 2 万 6,233 円減)	41 万 3,965 円 (前年度比 3 万 8,950 円減)
	純資産
	106 万 9,561 円 (前年度比 1 万 2,717 円増)

市民 1 人あたりの資産は、前年度に比べ、減額となりましたが、負債はそれを上回る減額となりました。

これを家計に例えると、経年劣化により持ち家の価値は下がりましたが、それ以上に住宅ローンを返済したことを表しています。

財務書類の詳細については、市ホームページ(<http://www.city.satte.lg.jp>)で公開しています。

問合せ

財政課

☎(43) 1111 内線 252

FAX (43) 3783

4月1日から消費税率を変更します

水道料金・下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料



水道料金・下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料には、現在、消費税および地方消費税5%を加算していますが、消費税法の改正に伴い、4月1日から8%を加算させていただきます。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

税率変更に伴う料金・使用料の比較

【水道料金(口径 20mm・1か月あたり)】 (単位:円)

水道使用量	15m ³	20m ³	25m ³	30m ³
税抜き金額	1,850	2,500	3,250	4,000
現行(5%)	1,942	2,625	3,412	4,200
改正後(8%)	1,998	2,700	3,510	4,320
差額	56	75	98	120

【下水道使用料(1か月あたり)】 (単位:円)

水道使用量	15m ³	20m ³	25m ³	30m ³
税抜き金額	1,050	1,400	1,750	2,100
現行(5%)	1,102	1,470	1,837	2,205
改正後(8%)	1,134	1,512	1,890	2,268
差額	32	42	53	63

【農業集落排水処理施設使用料(1か月あたり)】 (単位:円)

1世帯あたり人数	1人	2人	3人	4人
税抜き金額	2,300	2,600	2,900	3,200
現行(5%)	2,415	2,730	3,045	3,360
改正後(8%)	2,484	2,808	3,132	3,456
差額	69	78	87	96

※基本料金: 1世帯あたり 2,000円
人数割料金: 1人あたり 300円

料金・使用料について

水道料金と下水道使用料は、使用した水道の量に応じた料金を納めていただいています。

また、農業集落排水処理施設使用料は、世帯の人数に応じた料金を納めていただいています。

税率の改正に伴う料金およびその差額は、それぞれ左のとおりです。

※なお、市内の一般家庭における平均水道使用量は、水道メーターの口径20mmの世

改正後の税率の適用時期

帯で1か月あたりおおむね25m³です。

改正後の税率(8%)を適用する時期については、つぎのとおりになります。

▼水道メーター13mmまたは20mmを使用している人

水道料金の検針は市内の西地区、東地区に分け、それぞれ2か月に1回実施しています。なお、具体的な取扱いは、右下のとおりです。

税率の適用時期



西地区(国道4号線・県道幸手境線の西側)	東地区(国道4号線・県道幸手境線の東側)
4月末支払分: 税率 5 % 2・3月の使用量を4月に検針	5月末支払分: 税率 5 % 3・4月の使用量を5月に検針
6月末支払分: 税率 8 % 4・5月の使用量を6月に検針	7月末支払分: 税率 8 % 5・6月の使用量を7月に検針

れます。

給水装置工事分担金

給水装置(水道メーター)の新設または増径の工事を行う際に納入いただく給水装置工事分担金についても、4月1日から改正後の税率(8%)となります。

問合せ

▼水道料金・下水道使用料

水道管理課 ☎(48) 0050

FAX(48) 0120

下水道課 ☎(47) 3340

FAX(48) 0120

▼農業集落排水施設使用料

農業振興課 ☎(43) 1111

線533・FAX(43) 1123